

葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助について

葛飾区は、区立幼稚園の設置者として、区立幼稚園に在籍する園児の保護者に対し、経済的負担を軽減するために、令和7年9月から弁当食材料費の補助を実施します。

1 対象者

葛飾区立幼稚園に在籍する園児の保護者

2 手続き方法

本チラシをお読みいただき、『葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付申請書(以下「申請書」といいます。)]を在籍する幼稚園に提出してください。

※毎年度提出をお願いします。

3 提出期限

令和7年 12月1日(月)までに提出してください。

4 結果の通知

区にて申請書内容を審査後、交付決定通知書又は不交付決定通知書により通知します。各学期終了時に補助金の額を確定するため、実際に支給される補助金額は交付決定通知書記載の交付予定額と異なることがあります。

5 補助の方法

各学期終了後に、弁当の喫食状況に基づき、区が補助金を保護者に交付します。交付確定額は、補助金交付額確定通知書により通知します。

弁当の喫食状況は、幼稚園が区へ報告します。そのため、保護者が喫食実績を区へ報告する必要はありません。

6 補助金額

400円(日額)

※登園日の昼食を補助の対象とします。出席しなかった日は補助対象外となります。

7 申請書記入例

第1号様式(第5条関係)

葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付申請書 (兼同意書・委任状・支払金口座振替依頼書)

葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付要綱第5条の規定により、下記の1の同意事項に同意し、2の事項を委任した上で、補助金の交付を申請します。

記

1 同意事項(個人情報の取扱い)

補助金の交付決定に係る審査及び交付金額を決定するため、保護管理者(葛飾区教育委員会事務局学務課長)が、以下のとおり個人情報を利用することに同意します。

情報の保有課	利用する個人情報
戸籍住民課	対象園児及び署名欄記載の者の氏名、住所・方書、続柄、異動内容及び異動年月日
学務課	対象園児の在籍園、学年、入園年月日、退園年月日

上記のほか、葛飾区立幼稚園が保有する対象園児に係る弁当持参実績

2 委任事項

葛飾区長により決定された葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金の請求に関する権限を、葛飾区教育委員会事務局学務課長に委任します。

3 対象園児

園児氏名	給食 花子
------	-------

お子さんの氏名を記入してください
複数のお子さんが在籍されている場合、
1人につき申請書を1枚提出してください

4 補助金振込希望口座

葛飾区から私に支給される葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金は、今後以下の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

金融機関名	金融機関コード	店名	支店コード
がくむ (銀行 信用金庫 信用組合)	0000	中央 本店 支店	5 5 5
口座番号	1 1 1 1 1 1 1 1	口座種別	普通 当座
口座名義人 (カタカナ) ※申請者名義のみ	キ ュ ウ シ ョ 7	タ ロ ウ	

保護者(同一の方)の名前を記入してください。

葛飾区長 宛て
住 所 葛飾区立石5-13-1-428
保護者氏名 給食 太郎
電話番号(自宅・携帯) 03-0000-xxxx

令和7年 9月 1日

令和7年9月1日付け
としてください

【お問合せ先】

葛飾区教育委員会事務局学務課給食保健係(葛飾区役所 本館4階 428番窓口)
電話:(直通) 03(5654)8461~3